

「大船渡市赤崎町林野火災による災害義援金」の受付について

1. 義援金の受付口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店営業部	普通預金 2385503	シャカイフクシホウジニイワテケンキョウト`ホ`キンカイ 社会福祉法人新潟県共同募金会 オオフナトシアカサキョウリンヤサイ 大船渡市赤崎町林野火災 サカ`イ`エンキン カイョウ ナカ`ヤマ ヒロシ 災害義援金 会長 長山 洋
ゆうちょ銀行	00190-0-325716		イワテケンキョウホ`レイワナネオオフナトシアカサキョウ 岩手県共募令和7年大船渡市赤崎町 リンヤサイサカ`イ`エンキン 林野火災災害義援金

※岩手銀行・ゆうちょ銀行の窓口での送金手数料は無料です。

※上記以外の金融機関からの振込、ATM・インターネットバンキング等を利用
しての振込には手数料がかかりますのでご注意ください。

2. 現金書留による義援金の受付について

〈宛先〉社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手 2F

※封筒に「救助用郵便」と明記すれば、郵便料金が免除されます。

3. 受付期間

令和7年3月6日（木）から令和7年6月30日（月）まで

4. 義援金の配分

岩手県、日本赤十字社岩手県支部、岩手県共同募金会等が設置する義援金配
分委員会において配分額を決定のうえ、被災者に配分されます。

5. 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当。
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」に該当

6. 問い合わせ先

社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8 - 1-3 ふれあいランド岩手内

TEL 019-637-8887 FAX 019-637-9712